

伊勢原市教育委員会名義後援事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義後援にかかわる事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「名義後援」とは、事業等に対し教育委員会が経費の負担をせず、単に後援の名義を使用させることをいう。

(承認の申請)

第3条 事業等を実施する各種団体等が教育委員会の名義後援の承認申請をする場合は、事業等を実施する10日前までに、名義後援承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書に事業の目的及びその内容を明らかにするなどのために必要と認められる書類を添付させることができる。

(承認基準等)

第4条 教育委員会は名義後援承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づいて、内容を検討し適当と認めた場合、申請者に後援承認書（様式第2号）を交付する。

(1) 主催者の存在が明らかであること

(2) 役員その他事業関係者の住所、身分が明らかであること

(3) 団体の構成が特定地域の住民又は同好者を対象としたものではなく、全市的又はそれ以上の範囲、若しくは規模で組織されているもの

(4) 特定の政党や宗教その他政治的団体及び宗教的団体を支持していないもの

(5) 事業等の目的及び内容が市民の教育、学術、文化、体育等の向上発展又は青少年の健全育成に寄与するもの

(6) 営利を目的としない事業等で商業的行為及び活動をしないもの

(7) 事業の開催開設の場所が、公衆衛生、災害防止等について十分の設備又は措置が講じられていること

(8) 前号のほか、教育委員会が教育、学術、文化、体育等の振興又は青少年の健全育成のうえで、特に適当と認めるもの

(承認条件)

第5条 前条の承認書には、次の条件を付けなければならない。

(1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は直ちに届け出ること

(2) 承認書を交付した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合、又は教育委員会が取消しを必要と認めた場合は、その承認を取り消すことがある

(3) 前号の場合において、申請者が損害を受けても、教育委員会はその賠償の責めを負わない

(4) 問題が生じた場合は、主催者が処理する

(事業報告)

第6条 教育委員会の名義後援を受けた団体は、事業終了後10日以内に事業報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。